

經濟叢論 每月一日發行
 第四十七卷第五號昭和十三年十一月一日發行
 大正四年六月二十一日第三種郵便物認可

京都市帝國大學經濟學會

經濟叢論

第十四卷 第五號

昭和十三年十一月一日發行

論叢

勢力説に於ける存在拘束性……………文學博士 高田保馬

經濟學の發展と新日本經濟學の性格……………經濟學博士 石川興二

時論

綜合リンク制について……………經濟學博士 谷口吉彦

支那法幣の發行準備及價值維持政策……………十龜盛次

研究

朝鮮の水産業……………經濟學博士 蜷川虎三

滿洲建國精神と協和會の使命……………經濟學士 中川與之助

說苑

經濟學の悲哀……………經濟學士 中谷實

封鎖貨幣制度下の國際的再保險……………經濟學士 佐波宣平

複式簿記法の傳播……………經濟學士 岡本愛次

大量觀察と大數觀察……………經濟學士 有田正三

附錄

彙報

外國雜誌論題

(禁轉載)

封鎖貨幣制度下の 國際的再保險

佐波宣平

爲替管理が國により時によつて多様なる内容をもつことは周知の如くであるが、そのうち極めて有力なる管理方法として封鎖貨幣または封鎖債權の制度がある。即ち、國內の信用機關に外國人の債權を封鎖してその使用領域を國內に限り、もつて、その國外への持出を禁止する制度である。主として、中歐東歐諸國にて採られつゝある。本稿はこの封鎖貨幣制度が再保險の國際的的交通をして如何なる關係に置かしてゐるか考察しやうとする。なほ、この問題については、最近 M. Grossmann が *Assekuranz-Jahrbuch*, Bd. 55, 56 に於て極めて適切なる論文¹⁾を發表して居り、本稿も主としてこれに據つた。

二

33) *ibid.* pp. 302-320.
Fraser; *ibid.* pp. 206-7.

1) M. Grossmann, *Das internationale Devisenrecht des Rückversicherers.*

封鎖貨幣制度の布かれたる國に於ては、内國人が外國人に對して内國貨幣または外國貨幣にて支拂を爲さんとするとき當局の許可を要する。而して、一般には、その國外支拂は禁止せられ國內支拂といふ形式を採る。これを再保險について言へば、或る爲替管理國A（封鎖貨幣制度を布くものとす）の元受保險者が外國の再保險者に再保險料を支拂はんとする場合、元受保險者は、自國の爲替管理法規によつて、例へば當該外國再保險者の國內銀行勘定に、これを拂込むといふ方法を採らねばならぬ。かくて、こゝに、外國再保險者はA國に債權を設定する。併し、この債權は單純なる債權ではない。自由處分を許されたる債權ではない。當該爲替管理國に封鎖されたる債權である。例へば、ユーゴスラヴィアが一九三四年三月十八日附「大藏省決議事項」に於て、「内國保險會社が再保險ノ爲メニ拂込ミタルコトニ因リテ生ジタル外國保險會社ノ債權ハタゞ國內支拂ノ爲メニノミ處分スベキモノトス²⁾」とする如きである。

かくして、形式的には、外國再保險者は元受保險者より再保險料の支拂を受けたこととなるが、その使用が當該管理國に封鎖されてゐるために、これをもつて、自國または他外國に於ける保險金・損害填補金等の支出に充當し得なくなる。こゝに於て、元來、危險の國際的平均のために起りたる國際的再保險がその主要目的を喪失する。一般には、大數法則を構成すべき各危險間の有機的聯繫が斷たれる。こゝに重大なる問題がひそむ。この場合、一部の人々は、「或る國に發生する損害はその國に積立てある國內債權でもつて支拂ふことが外國再保險者に可能である限り、この爲替管理に依る抑止は再保險者の經營にとつて憂ふべきではない。」と、樂觀する。が併し、この議論は單に一國內の危險平均のみに着目するに過ぎず、危險平均の國際性を全く没却してゐる。危險が單に一國內にとゞまるときには、それが如何に多數集められたりとするも、損害經過は大かれ少なかれ單一的傾向をとる。試みに一國に限つて起る大火・疫病・カタストローフ等の大損

2) Grossmann, a. a. O. Bd. 55, S. 124.

3) Grossmann, Bd. 55, S. 98.

害について考へよ。この單一的傾向よりの平均破壊を、克服するものが實に國際的再保險である。

要するに、右のやうに債權の國際的移動を阻害する封鎖貨幣制度は、危険を特に國際的に平均しやうとする國際的再保險の主要目的の達成に背反するものである。

三

危険の平均は必ずしも常に第一次再保險のみによつては十分に達せられない。屢々第二次・第三次……再保險即ち謂はゆる複再保險を必要とする。いま、他の條件にして同一とすれば、再保險が第二次・第三次と多數の段階を経過すればするほど危険はより細く分割せられ完全により近き平均が得られる。而るに、封鎖貨幣制度はこの複再保險の成立をも妨げる。事情はかうである。再保險者は引受再保險契約につき更に複再保險しやうとすれば、勿論、複再保險料を支拂はねばならぬ。而して、複再保險料は再保險者が元受保險者より受取りたる再保險料より支辨するのが原則であ

封鎖貨幣制度下の國際的再保險

る。ところが、既に述べたやうに、爲替管理國よりの再保險についてはその再保險料は屢々當該爲替管理國の國內勘定として封鎖される。従つて、再保險者は再保險料を恃むことを得ず他の財源より複再保險料を支辨しなければならぬ。併し、これは再保險者にとつては必ずしも常に望ましき處理でなく、かくて、彼は複再保險による危険の平均に對しても屢々消極的となる。

ところが、こゝで、一つの便法の許される場合がある。即ち、封鎖貨幣制度の下に於ける債權の振替である。例へば、爲替管理國の元受保險者Aに對して、これと再保險關係に立つ外國再保險者Bも外國複再保險者Cも、共に、封鎖債權をもつとき、BよりCへの複再保險料の支拂を、封鎖されたる各々の勘定間の振替移轉によつて行ふと言ふ方法である。例へば、ポーランドは「一九三六年七月二十七日ポーランド爲替委員會回章第二十五號」にて、「外國ニ附保シタル再保險ニツキテハ、外國ノ再保險者ガポーランドノ會社ニ債權ヲ有スル場合ニハ、許可ヲ要セズシテ、ソノ債權ヲ他ノ

ポーランド保險會社ニ對スル自己ノ再保險關係債務ノ
 辨濟ノ爲メ並ビニ他ノ外國再保險者ノ有スル封鎖勘定
 へノ拂込ノ爲メニ使用スルコトヲ得。」と定めてゐる。

だが、これらの振替移轉の自由は寧ろ例外に屬し、
 多數の爲替管理國はこれを禁止するかまたは認可制度
 を採つてゐる状態である。なほ、また、たとへ振替移
 轉が自由であるとしても、それは畢竟再保險者も複再
 保險者も共に當該爲替管理國に封鎖勘定を有する場合
 のことであつて、若し複再保險者が當該管理國に債權
 の封鎖されることを全く欲しない場合には、再保險者
 としては複再保險への希望を喪はねばならぬ。

四

封鎖貨幣制度の下に於ては一般に、國內に封鎖され
 たる外國人債權はその國內使用について許可を必要と
 する。即ち、封鎖勘定處分認可制である。従つて、こ
 のときは、當局者の裁量によつて債權の處分または使
 途の許否が決められるのである。併し、他方、法律に
 よつて封鎖債權の使途を具體的に明示して限定する國

もある。その何れにするも、この際問題となるのは封
 鎖債權の使途が極めて狭き範圍に限定されることであ
 る。例へば、ルーマニヤは一九三五年四月十五日附「外
 國爲替取引法補則」に於て、「封鎖勘定ハ、レウ貨表示
 ニテ、専ラ、不動産、工業投資、公債・社債・株式・其
 他有價證券ノ購入並ビニルーマニア國立銀行ガ豫メ許
 可シタル報酬・賃銀ノ支拂ノ爲メニ使用スルコトヲ得」⁴⁾
 としてゐる。この場合には、外國再保險者はその封鎖
 債權を當該爲替管理國に於ける保險關係支拂に全く用
 ふることを得ない。かくして、その引受物件について
 損害が発生するときには彼は保險金支拂のために新に
 當該管理國に向けて送金しなければならぬ。こゝに於
 て、保險金は保險料より支辨すべしとする保險經營の
 一般原則に逆ふこととなる。

また、右の場合とは反對に、外國再保險者の封鎖勘
 定を國內の保險關係支拂以外には一般に禁止する場合
 もある。例へば、オーストリーは一九三一年十一月二
 日「オーストリー國立銀行ヨリ保險會社聯盟へノ通達」

4) Grossmann, Bd. 56, S. 62.
 5) Grossmann, Bd. 55, S. 135.

に於て、「外國再保險者ハ、國立銀行ノ文書ヲ以テスル同意ナクシテハ、且ツ、國內ノ保險會社ヘノ支拂ノホカニハ、封鎖勘定ヲ使用スルコトヲ得ズ。」と規定してゐる。これは上掲のルーマニヤの規定の如く保險經營の根本原則にはひどく矛盾しない。併し、依然として、當該爲替管理國內に用途を限定したる點に於てさきに説明したる危險の國際的平均を阻むものであり、いま姑くこれを不問に附するとするも、外國再保險者の國內勘定の用途を保險關係支拂のみに限することは少し窮屈すぎる。保險事業にあつては保險料積立金の一部は有價證券その他安全有利なる物件に投資する道が拓かれてゐなくてはならぬ。従つて、オーストリーの右の規定をもつてするも決して十分とは言ひ難い。

五

國際的再保險取引をして爲替危險から自由ならしめる可能的最善の救濟手段は、再保險契約貨幣をして元受保險契約貨幣と同一表示たらしめることである。蓋し、若し然らずして元受保險貨幣と再保險貨幣とが異

るときには、損害が発生せる際に、元受保險者の元受保險契約者への支拂と再保險者の元受保險者への支拂との間に當然に爲替危險が入つて來るからである。この故に、世界大戰以後、諸國に於ける貨幣制度の混亂、爲替相場の激しい變動から試練を受けたる保險業者たちは、爲替危險から免れるべく多年種々苦心を拂つたのち、今日では、國際的再保險取引に於ては一般的傾向として元受貨幣表示の再保險契約を締結してゐる。而るに、封鎖貨幣制度は屢々この元受貨幣表示再保險の方法を採るのを拒否する。蓋し、封鎖貨幣制度が往々外國人の國內債權をして當該爲替管理國貨幣表示たべく強制するからである。例へば、ハンガリーの一九三一年八月十五日附「金ペンゲーニ關スル命令」がそれである。この場合に、複再保險が入り込めば事情は更に複雑となり二重三重の爲替危險がひそむ。この意味の爲替危險については、私は既に昨年本誌に於て詳細に取扱つて居る。従つて、こゝでは説明を省く。たゞ封鎖貨幣制度が國際的再保險取引を屢々爲

6) Grossmann, Bd. 55, S. 132.

7) 佐波, 國際的再保險と爲替相場の變動, 本誌44卷3號

8) Grossmann, Bd. 55, S. 146.

替危険に曝さしめると言ふことを指摘するにとゞめる。

六

以上、封鎖貨幣制度と國際的再保險との關係を考察し前者が後者を如何なる仕方で阻害してゐるかを明かにした。ところで、こゝで斷つて置くべきは、以上の敘述が専ら保險經營の原則に立つてなされて居て其の他の立場には立つてゐないと言ふことである。元來、爲替管理または封鎖貨幣制度は、それ自體、國際收支の均衡を最高目的となし、一般には國際商取引の阻害といふ姿で現はれる。従つて、こゝで考察したる國際的再保險交通の阻害の如きは封鎖貨幣制度としては寧ろ最初から豫期するところであり、従つて、その當然の結果なのである。併し、本稿は、これら他の事情は全く考への外に置き、専ら保險に關する考察として封鎖貨幣制度を取扱つた。

- ×) R. de Roover, *Aux origines d'une technique intellectuelle : la formation et l'expansion de la comptabilité à partie double*, Mai, 1937, p. 278-292. ××) B. Penndorf, Luca Pacioli. *Abhandlung über die Buchhaltung 1494*, Stuttgart, 1933 p. 51-p. 82. 特に p. 68-p. 79.
- 1) R. de Roover, *Aux origines*; ouv. cité, mai, P. 278
 - 2) R. de Roover, ouv. cité. mai p. 270-278 を参照せよ